

# 令和3年度事業計画書

## 基本計画

近年、激甚化する風水害等の自然災害が多発し、本県でも、いつ大災害が発生してもおかしくない状況の中、さらに、新型コロナウイルス感染症の発生により農業経営も大きな影響を受けており、農業経営のセーフティネットである「農業共済制度」と「収入保険制度」の二つの農業保険制度の重要性はますます高まっている。昨年閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」でも、「リスクへの備えとして農業保険（収入保険及び農業共済）の普及推進・利用拡大が急務である」と明記されており、農業保険制度がその機能を発揮するためにも組織内は勿論、行政や関係機関等と一体となって加入推進に取り組むことが重要である。

今年度最終年を迎える全国統一運動「安心の未来拡充運動」を軸に、強力な農業保険制度推進体制を構築するとともに、昨年設立した、農業保険・収入保険の両推進協議会会員と協力して加入拡大に努める。

収入保険制度は、すべての農作物を対象としたあらゆるリスクに対応できる保険制度であるため優先的に推進する。特に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、唯一、農業収入の減少に対し補償ができる制度としての優位性を積極的に発信していくとともに、農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農家への推進、重点推進地域を設定し普及推進の強化、さらに、「農家資源台帳」を活用した加入推進を進め目標達成に努める。

農業共済制度は、毎年のように自然災害による大災害が発生し、さらに、気象変動等の影響による病虫害や獣害も多発している中、国の災害対策の基幹制度としての役割は益々重要になってきている。加入推進時にわかりやすい資料による丁寧な説明を心がけ、制度の周知を図り、農家との「信頼のきずな」を強固にし、加入率向上に努めるとともに、適正な損害評価を実施し、共済金の早期支払いに努める。

また、コンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化を図り、事業運営の合理化・効率化に継続的に取り組む。さらに、支所における事務所維持費の軽減及び業務の合理化を図るため、支所統合並びに建設について取り組む。

## ■ 引受計画と実施方策

### 農作物共済

#### 1. 引受計画

近年は台風や集中豪雨、大雪等の自然災害が甚大化する傾向にあり、自然災害の影響を受けやすい農業の安定経営を図るためには、農業保険への加入が重要であることを周知する。

令和4年産から一筆方式が廃止されることに伴い、青色申告者には収入保険への移行を優先して勧める。また、収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、水稻品質方式、麦災害収入共済方式又は半相殺方式を提案して移行を勧める。移行周知にあたっては、提案型アンケートの実施及び関係機関と連携し、他の保険メニュー移行への推進説明会等、農業者と接するあらゆる機会を通じて取り組む。

麦については、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物とされていることから、同対策に係る栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

水稻引受面積 11,341ha、麦5,402haを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と無保険者の発生防止を図るため、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに未加入大規模農業者を優先に個別加入推進
- (3) 加入申込の早期把握
- (4) 加入申込者の共済掛金等期限内徴収
- (5) 水稻品質方式・麦災害収入共済方式の普及拡大
- (6) 一筆半損特約の付加推進による補償の充実
- (7) アンケート実施による農業者の経営実態に応じた保険メニューの提案

### 家畜共済

#### 1. 引受計画

死亡廃用共済は、個々の農家の経営実態、ニーズに合わせ、酪農家に対しては事故除外無し、肉用牛農家に対しては、事故発生時の個体評価額を補償することを周知し、掛金が低額で加入しやすい事故除外方式(火災・伝染病・自然災害事故のみ)等、提案型の推進を行う。

疾病傷害共済は、酪農家・肉用牛農家ともに、牛の行動観察システム開発会社等の外部機関とも連携し、加入戸数の拡大を図る。

また、種豚・肉豚農家に対しては、引受実績が無い支所はその解消に努める。

《死亡廃用共済》		《疾病傷害共済》	
・搾乳牛	365戸	・乳用牛	353戸
・育成乳牛	283戸	・肉用牛	240戸
・繁殖用雌牛	187戸	・種豚	16戸
・育成・肥育牛	279戸		
・種豚	33戸		
・肉豚	27戸		

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 各種会議等へ参加し制度内容の説明及び周知

### 果樹共済

#### 1. 引受計画

果樹栽培農家の高齢化等による廃園・規模縮小に伴い果樹面積は年々減少しており、引受面積も減少傾向にある。このような状況の中、果樹経営支援対策事業等については農業共済制度及び収入保険の加入が要件化されていることから、同事業の実施情報等を把握し加入推進を図る。

令和4年産から特定危険方式が廃止されることに伴い、青色申告者には収入保険の加入プランを設計し優先して勧める。収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、減収総合短縮方式を提案し移行を勧める。

また、有資格農業者を的確に把握し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、白色申告者には、収入保険に加入できるよう青色申告への切り替えを推奨する。

なお、近年の異常気象による病虫害や局地的な集中豪雨や竜巻等の被害が多く発生しているため、災害リスクへの備えが重要であることを周知し、りんご2, 436a、なし705aを引受目標とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による減収総合短縮方式の普及拡大
- (3) 収入保険を含めた農業者の経営プランに即した提案
- (4) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨
- (5) 制度内容の説明及び周知

### 畑作物共済（大豆）

#### 1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、戸別訪問等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、令和4年産から一筆方式が廃止されることから、収入保険を含めた制度説明・周知を行うとともに、全相殺方式や半相殺方式への移行に努め、7, 735aを引受目標とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 一筆方式から全相殺方式・半相殺方式への移行推進
- (4) 収入保険を含めたわかりやすい制度説明
- (5) 農業者の経営プランに即した提案

## **畑作物共済（蚕繭）**

### **1. 引受計画**

本県の養蚕農家は、ここ数年、富岡製糸場の世界遺産登録の影響から絹への関心が高まり新規就農者が増加傾向にあるが、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少している。

本県の繭生産量は全国の4割を占める全国一の養蚕県のため、新規就農者はもちろんのこと、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握するとともに、近年の異常気象等による蚕の飼育環境の悪化が深刻な問題となっている現状を踏まえ、戸別訪問で収入保険を含めた制度説明を行い、加入戸数の拡大を図り、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定を図ることを目的に共済箱数の664箱を引受目標とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに新規就農者の引受確保
- (3) 関係機関との連携強化
- (4) 収入保険を含めたわかりやすい制度説明

## **園芸施設共済**

### **1. 引受計画**

近年、異常気象が原因と見られる豪雪・大型台風・集中豪雨・降ひょう・竜巻・ダウンバースト等により、施設園芸用ハウスは大きな被害を受けているため、万が一の災害に備え農業保険への加入が重要であることを周知する。

国等が実施している各種補助事業において農業保険への加入が要件化されている中、関係機関と連携して生産部会等との集団加入の協定締結に基づく受付会等を通じた新規加入者の獲得に努める。

また、農業関係業者と業務提携することで、新規加入者を獲得しやすい環境作りに加えNO S A Iブランドのイメージ向上を図る。

有資格農業者を的確に把握し、継続加入者の確保と未加入者へ災害リスクの備えが重要であることの意識を高め、ハウス本体・附帯施設は園芸施設共済へ、施設内農作物は収入保険とのセット加入の推進に取り組み、加入率8割を目指し3,490戸を引受目標とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大

- (3) 継続加入者の完全引受
- (4) メーカー補償満了ハウスの積極的な加入推進
- (5) 復旧費用、撤去費用の加入推進
- (6) 多目的ネットハウス・育苗ハウスの推進
- (7) 大規模施設園芸農家への加入推進
- (8) 制度改正内容の説明及び周知
- (9) 収入保険とのセット加入推進

## **建物共済・保管中農産物補償共済**

### **1. 引受計画**

建物共済については、コロナ感染症拡大防止の観点から、継続加入申込みの手続きを郵送対応とするため、わかりやすい記入例を添付し未回収のないように努める。また、家具類の適正な共済金額での加入及び未加入物件の推進、並びに自然災害に対応した総合共済のチラシを継続加入申込書に同封し、継続加入者へは、充実した補償額の加入推進に努める。

さらに、制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規加入推進等を行い、総合共済金額1兆800億円を引受目標とする。

昨年新設された保管中農産物補償共済は、制度共済加入者へ周知し、新規加入獲得に努める。

### **2. 実施方策**

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 総合共済の加入推進
- (3) 加入割合の引き上げ推進
- (4) 未加入物件の新規推進
- (5) 事故調査時における提案型推進の実施
- (6) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得
- (7) 保管中農産物補償共済の周知

## **収入保険**

### **1. 引受計画**

近年多発する自然災害や価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響等、予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はさらに増加していることから、収入保険の普及推進は急務であり、NOSA I主催の会議はもとより、昨年度発足した「収入保険推進協議会」構成団体との更なる連携を強め、県・JA等関係機関主催の農業者を参集する各種会議・研修会等に積極的に参加し普及推進に努める。

この他に県内の農業関係業者にも協力依頼し普及推進に努める。

また、今年度は各事業を一元管理できる農家資源台帳が完成し、加入対象者が的確に把握できることから、より効率的な推進が可能となり、早期に戸別訪問等を実施し加入拡大に努める。

青色申告不明者に対しては、昨年度実施の本所職員を中心としたローラー作戦を今年度も実施し、加入に向けての普及推進に努める。

本組合の最終目標である2,400経営体の達成に向け推進を進めていくが、本年度の引受目標は1,500経営体とし、目標達成に向け特に果樹やコンニャク、野菜、花卉等の主産地や生産者を重点的に、加入推進活動を効率的に行う。

## 2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 推進協議会構成団体と一体となった加入推進
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップ
- (6) 「農家資源台帳」を基にした加入推進
- (7) パンフレット・チラシ等での制度周知及びシュミレーションソフト等を活用した戸別推進
- (8) 農業共済事業と合わせた加入推進
- (9) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨
- (10) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、協定締結による新規加入者の獲得
- (11) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (12) 農閑期の効率的な加入推進
- (13) 県・市町村へ「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用した保険料等に対する助成依頼

## ■損害評価の適正化方策

### 農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 家畜共済

1. 死産事故の適正化
  - (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を図るとともに遵守する。

《廃用等の範囲》

    - 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
    - 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
    - 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
    - 4号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。

- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

(2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

(3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

## 2. 病傷事故の適正化

(1) 指定獣医師へ、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。

(2) 指定外獣医師へ、病傷事故診断書に係る診療費の領収書等提出をもって加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。

(3) 病傷審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

(4) 診療獣医師等の事務処理の効率化やミスの軽減を目的とした電子カルテシステムを導入し、共済加入畜診療獣医師への普及を図る。

## 3. 指定獣医師との連携強化

指定獣医師と連絡を密にし、死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図る。

### 果樹共済

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 畑作物共済（大豆）

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、関係機関等の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。

2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

#### **園芸施設共済**

1. 戸別訪問時や推進会議時等に適正な被害申告を促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

#### **建物共済**

1. 適正な被害申告を促し、評価の迅速化及び地震、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 評価担当職員を対象とした評価研修会を開催し、モラルリスク事案の見極め及び損害評価技術の向上を図る。
3. 近年、悪徳業者による保険金詐欺等のトラブルが多発している。消費者庁・日本損害保険協会が発行するチラシを参考に加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正な損害評価を行うため、必要に応じて鑑定士等の外部機関へ調査を依頼する。また、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

### **■損害防止事業の実施方策**

#### **農作物共済**

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壌診断等効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

#### **家畜共済**

1. 特定損害防止事業  
共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効果的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより、被害率の低下に努める。
2. 一般損害防止事業  
加入農家ニーズの把握に努め、薬剤等の損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

#### **果樹共済**

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、ウッドチップパー等の農家支援機械の貸し出しや土壌診断等要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

#### **畑作物共済（大豆・蚕繭）**

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付等要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。

2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### **園芸施設共済**

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付等要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

## **■ 執行体制の整備**

### **業務運営及び組織機能強化**

1. 理事会を四半期毎に4回及び必要に応じて随時開催し、業務運営における意思決定及び執行の監督を行い、健全性及び適切性を確保した運営に努める。また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。
2. 監事会及び定期監査を年2回及び必要に応じて随時開催し、監査機能を十分に発揮するとともに業務の適正執行を期する。また、監事監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による税務指導を受け、財務運営の適正化に努める。
3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンス及び倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。
5. リスク管理については、「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。
6. 監査室は、年2回の定期検査及び必要に応じて随時検査を実施し、内部けん制機能の充実を図る。また、各部署の自主点検の実施を指導し、内部管理体制の強化に努め不祥事件の未然防止に努める。
7. 事務執行体制は、本所において、総務・経理及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努め、支所において、戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化を図り、グループ内の業務連携を基に効率的な組織体制（少数精鋭）の構築強化に努める。  
また、新型コロナウイルス感染症により、業務運営に支障をきたさないよう感染防止対策の徹底並びに陽性者が発生した場合には必要な措置を講ずる。
8. 組合の財務は、資源のある引受低位の事業の加入推進を重点に展開し、安定的な収入確保に努めるとともに、一層のコスト低減・節減を実行して効率的な執行に努める。  
また、事務所経費の軽減及び業務の合理化を図るため、早期に支所統合等を進める。
9. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。
10. 「農業保険推進協議会」及び「収入保険推進協議会」の構成団体等の協力のもと、農業者を募集する会議・説明会において、農業共済・収入保険の普及に努める。
11. 国の指導に基づき、県及び市町村に対し、掛金・保険料等の助成について働きかけを行う。
12. 支所運営協議会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進等に努める。
13. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。  
また、制度改正に合わせて役割や定数等の見直しについて検討を始める。

14. 総代定数の見直しについて、各支所運営協議会において協議・決定された定数変更案に基づき、改正手続きを始める。
15. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等に参加させる。
16. 個人情報の取扱いに関し、より高いセキュリティレベルが要求されるため、コンプライアンス体制の強化を図る。
17. 統括支所長を中心に業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、支所統合に向けた準備を進める。
18. NOSAI女性の会の活動を推進するとともに、組織の在り方等について検討を進める。  
なお、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

### **事務機械化**

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し一元管理する。
3. 個人情報セキュリティ対策の強化に向け、職員に対し研修会を開催する。
4. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率化や情報の有効活用に努める。
5. 事務機械化の在り方を検討したうえで機器導入の中長期更新計画について、見直し検討を行う。
6. 国が進めるWeb型の「農業保険システム」並びに「農林水産省共通申請サービス」の実施に備え、検討を始める。

### **広 報**

1. 農業保険の普及拡大のため、機関紙である農業共済新聞並びに農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「NOSAIぐんま」を発行し、農業保険の周知及び県内農業者への情報発信に努める。
3. 農業共済新聞の普及拡大に努めるため、より身近な農業の情報を掲載した地方版（北関東3県（群馬・栃木・茨城））を活用する。
4. 関係機関等が発行する広報紙や一般新聞への記事掲載等により、情報を多くの地域に伝える対外広報の積極的な展開に努める。

## **■ 予算統制の方策**

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努めるとともに、運用管理委員会を四半期毎に4回及び必要に応じて随時開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
3. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により極力節減を図り、財務の安定化に努める。
4. 総代会議決事項及び監督官庁の許認可内容を遵守する。

## ■ 家畜診療所事業実施計画と実施方策

### 1. 実施計画

家畜診療所においては、家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び家畜診療事業の拡充を図ることにより、畜産農家の経営健全化に寄与するとともに、家畜診療外業務のサービス提供等により効率的な診療所運営に努める。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（CSF）等の防疫業務の協力を努める。

### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 家畜共済制度の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患等）の実施
- (4) 家畜診療外業務（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の実施
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師との連携・協力
- (7) 豚熱（CSF）や豚流行性下痢（PED）等の防疫業務への協力

共済目的の種類別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済			家畜共済									
		水稲	陸稲	麦	死 産					疾病傷害				
					搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	
区域内の概数(A)	42,296	1,553,000	—	764,400	24,800	9,110	7,570	47,230	56,000	554,000	33,910	54,800	56,000	
本年度引受計画(B)	42,296	一筆方式	1,073,967		287,162	25,819	11,097	4,015	22,847	11,425	72,655	24,357	6,769	2,164
		半相殺方式	13,609		4,527									
		全相殺方式	0		0									
		品質方式	46,497											
		災害収入共済方式			248,475									
		計	1,134,073	—	540,164									
本年度引受率(B/A)	100	73.0	—	70.7	104.1	121.8	53.0	48.4	20.4	13.1	71.8	12.4	3.9	

共済目的等 項目	果樹共済(収穫)			畑作物共済			園芸施設共済										建物共済 農家建物			
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス										
								I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類		VII類		
区域内の概数(A)	41,000	21,000	21,000	12,450	366	236	362	—	345	5	21,049	1,107	811	544	139	8,170	131	143,884		
本年度引受計画(B)	千枚減収総合一般方式	0	0	0	一筆方式	5,414														
	樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	半相殺方式	0														
	千枚減収総合短縮方式	27	0	78	全相殺方式	2,321														
	樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0			255.0	167.0	242.0	—	189	1	15,282	862	619	412	75	5,519	71	94,378
	千枚特定危険方式	2,344	0	627																
	樹園地単位特定危険方式	65	0	0																
	計	2,436	0	705	計	7,735														
本年度引受率(B/A)	5.9	0	3.4	62.1	69.7	70.8	66.9	—	54.8	20.0	72.6	77.9	76.3	75.7	54.0	67.6	54.2	65.6		

## 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

項目		引受面積等		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考	
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金					
共済目的等												
農 作 物	水 稲	一筆方式	1,073,967 <sup>a</sup>	1,116,211 <sup>a</sup>	千円 5,871,378	千円 24,702	千円 12,351	千円 12,351	千円 14,391	千円 △ 2,040	千円 10,311	
		半相殺方式	13,609	14,058	96,352	338	169	169	195	△ 26	143	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		品質方式	46,497	48,356	287,723	5,338	2,669	2,669	4,120	△ 1,451	1,218	
		計	1,134,073	1,178,625	6,255,453	30,378	15,189	15,189	18,706	△ 3,517	11,672	
	陸 稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	麦	一筆方式	287,162	322,090	810,371	15,505	7,840	7,665	2,240	5,600	13,265	
		半相殺方式	4,527	0	15,297	330	165	165	47	118	283	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		災害収入共済方式	248,475	274,643	1,332,571	62,765	32,625	30,140	20,002	12,623	42,763	
計		540,164	596,733	2,158,239	78,600	40,630	37,970	22,289	18,341	56,311		
小 計	1,674,237	1,775,358	8,413,692	108,978	55,819	53,159	40,995	14,824	67,983			
家 畜	包 括 個 別 共 済	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	25,819 <sup>頭</sup>	25,819 <sup>頭</sup>	千円 6,169,308	千円 352,733	千円 176,366	千円 176,367	千円 66	千円 176,300	千円 352,667
			育 成 乳 牛	11,097		2,553,446	24,823	12,411	12,412	26	12,385	24,797
			繁 殖 用 雌 牛	4,015		1,131,802	77,558	38,779	38,779	12	38,767	77,546
			育 成・肥 育 牛	22,847		6,616,787	55,385	27,692	27,693	73	27,619	55,312
			種 豚	11,425		641,231	99,375	39,750	59,625	120	39,630	99,255
			肉 豚	72,655		606,547	15,958	6,383	9,575	7	6,376	15,951
	計	147,858	0	17,719,121	625,832	301,381	324,451	304	301,077	625,528		
	疾 病 傷 害	乳 用 牛	24,357		378,147	254,620	127,310	127,310	3	127,307	254,617	
		肉 用 牛	6,769		57,845	23,690	11,845	11,845	1	11,844	23,689	
		種 豚	2,164		1,339	250	100	150	0	100	250	
計	33,290	0	437,331	278,560	139,255	139,305	4	139,251	278,556			
小 計	181,148	0	18,156,452	904,392	440,636	463,756	308	440,328	904,084			

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
果 樹 共 済	りんご	半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合短縮方式	27	27	1,660	66	33	33	34	△	1	32
		半減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	2,344	3,044	212,340	5,902	2,951	2,951	2,778	173	3,124	
		半相殺総合短縮方式	65	65	4,290	124	62	62	45	17	79	
		半相殺総合短縮方式	2,436	3,136	218,290	6,092	3,046	3,046	2,857	189	3,235	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ぶどう	半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	なし	半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半減収総合短縮方式	78	77	5,270	204	102	102	150	△	48	54
		半減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
半相殺総合短縮方式		627	700	51,770	1,284	642	642	913	△	271	371	
半相殺総合短縮方式		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
半相殺総合短縮方式		705	777	57,040	1,488	744	744	1,063	△	319	425	
半相殺総合短縮方式		3,141	3,913	275,330	7,580	3,790	3,790	3,920	△	130	3,660	
小 計		3,141	3,913	275,330	7,580	3,790	3,790	3,920	△	130	3,660	
畑 作 物		大豆	一筆方式	5,414 <sup>a</sup>	5,622 <sup>a</sup>	5,881	66	36	30			
	半相殺方式		0	0	0	0	0	0	112	35	156	
	全相殺方式		2,321	2,412	4,273	202	111	91				
	計		7,735	8,033	10,154	268	147	121	112	35	156	
	蚕 繭	春 蚕	255.0 箱	251.5 箱	17,990	56	28	28	20	8	36	
		初 秋 蚕	167.0	175.3	10,270	26	13	13	4	9	22	
		晚 秋 蚕	242.0	248.1	14,920	90	45	45	26	19	64	
		計	664.0	674.9	43,180	172	86	86	50	36	122	
	小 計			53,334	440	233	207	162	71	278		

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
共済目的等		棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
園 芸 施 設	ガラス室										
	I類(木造)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	II類(鉄骨)	189	187	1,792,837	8,519	4,094	4,425	2,387	1,707	6,132	
	I類(木竹)	1	1	208	2	1	1	1	0	1	
	II類(パイプ)	15,282	11,177	6,091,262	108,340	52,044	56,296	62,758	△ 10,714	45,582	
	III類(鉄骨下)	862	578	2,234,675	27,204	13,239	13,965	10,791	2,448	16,413	
	IV類(甲)	619	447	3,935,856	28,695	13,571	15,124	10,265	3,306	18,430	
	IV類(乙)	412	294	2,800,853	13,184	6,344	6,840	4,989	1,355	8,195	
	V類(鉄骨上)	75	74	572,602	3,208	1,548	1,660	1,274	274	1,934	
	VI類(雨よけ施設等)	5,519	4,398	2,204,232	18,931	9,429	9,502	5,665	3,764	13,266	
VII類(多目的ネット)	71	71	47,681	552	276	276	242	34	310		
	小 計	23,030	17,227	19,680,206	208,635	100,546	108,089	98,372	2,174	110,263	
合 計				46,579,014	1,230,025	601,024	629,001	143,757	457,267	1,086,268	

イ 任意共済事業の規模

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 A-(B-C)	
		本年度予定	前年度実績		掛金総額	純掛金 A	事務費				
共済目的等		棟	棟	万円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
建物 共済 関係	建物総合	11,362	11,894	12,845,000	286,780	197,414	89,364	86,034	28,821	140,201	
	収容農産物 タイプA	0	0	0				0			
	収容農産物 タイプB	(1)	(1)	300	9	6	3	3	1	4	
	建物火災	83,016	80,924	94,969,000	822,227	452,647	369,579	246,668	99,901	305,879	
	計	94,378	92,818	107,814,300	1,109,016	650,067	458,946	332,705	128,723	446,085	
保 険 割 合					30%			保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%			
保管 中農 産物 補償 共済	保管中農産物 補償Aタイプ	1	—	100	2,500	1,750	750	2,500	375	—	
	保管中農産物 補償Bタイプ	1	—	100	6,500	4,550	1,950	6,500	975	0	
	計	2	0	200	9,000	6,300	2,700	9,000	1,350	0	
保 険 割 合					100%			保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%			